

地域密着型通所介護（第 1 号通所事業）重要事項説明書

令和6年4月1日

地域密着型通所介護（介護予防通所介護）サービスの提供に関し、説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者

法人名	医療法人社団かとう内科並木通り診療所
法人所在地	岡山市南区並木町 2 丁目 27 番 5 号
代表者名	加藤 恒夫
電話番号および FAX	電話 086-264-8855 FAX086-264-8846

2. 事業所の概要

事業所の種類	地域密着型通所介護（介護予防通所介護）
事業所の名称	かとう内科並木通り診療所 デイサービスセンターなみき
所在地	岡山市南区並木町 2-27-5
開設年月	平成 18 年 11 月
電話番号および FAX	電話 086-264-8855 FAX086-264-8846
管理者名	長谷井 由紀子
介護保険事業者番号	3370108452
指定年月日	平成 18 年 11 月 1 日

3. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日 但し、祝日・12月31日から1月3日までを除く
営業時間	月曜日から金曜日 午前9時30分から午後3時45分まで 但し、祝日・12月31日から1月3日までを除く サービス提供時間 午前9時30分から午後3時45分まで

4. 地域密着型通所介護（第 1 号通所事業）の定員 15 名

5. 職員の概要

当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

職種	職員数	勤務形態
生活相談員	1 名以上	常勤 1 名、非常勤 1 名（介護職員と兼務）
看護職員	1 名以上	非常勤 2 名
介護職員	1 名以上	常勤 1 名、非常勤 2 名（生活相談員と兼務）
管理栄養士	1 名	非常勤 1 名
機能訓練指導員	1 名以上	看護職員と兼務

6. 地域密着型通所介護（第1号通所事業）の概要

（1）事業の目的

○通所介護サービス

利用者が要介護状態等になった場合において、入浴、個別機能訓練、食事サービス等を提供することにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

○第1号通所事業

日常生活の基本動作がほぼ自立し、状態の維持や改善の可能性の高い軽度の要介護状態の利用者に対し「目標指向型アプローチ」を基本としたサービスを提供し、生活機能の維持又は改善を目指します。

（2）運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

（3）地域密着型通所介護（第1号通所事業）の内容

項目	内容 方法など
通所介護サービス計画の作成	通所介護の目標を達成するための具体的なサービス内容を計画します。
通所介護サービス計画に添ったサービス提供	懇切丁寧に行うことを旨とし、常に利用者の病状および心身の状況等の把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
記録	サービス計画に従ったサービスの実施状況および評価をケース記録に記録します。
利用者または家族への説明および指導	通所介護サービス計画の目標および内容、その実地状況や評価について説明します。
居宅サービス計画等の変更の援助	居宅サービスの実施状況を居宅介護支援事業者に報告する等、連絡やサービスの調整に努めます。
身体拘束の原則禁止	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動の制限を行いません。
虐待防止に関する事項	施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講じます。

*なお、サービス提供記録の閲覧をご希望の場合は、スタッフまでお申し付け下さい。

（4）非常災害対策

項目	内容
非常災害対策	・消火器、消化栓等の消火設備、非常口等の避難設備、および非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しています。 ・消防機関との連絡を密にして、避難救出および消火に関する訓練を適宜実施しています。

7. 利用者の留意事項

項目	内容
外出・退出	サービス利用中、個人での外出は出来ません。また、止むを得ず退出する場合は、管理者の許可を必要とします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室・設備・器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反するご利用により、破損とかが生じた場合は賠償して頂くことがあります。
喫煙	事業所全体で禁煙になっております。
迷惑行為	騒音、触手等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭・貴重品の管理	利用者の金銭および貴重品の管理は出来ません。紛失されても責任を負えません。
宗教・政治活動	施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
危険物・動物等の持ち込み	施設内への危険物・動物等の持ち込みは禁止します。

8. 利用料金

(1) 利用料

下表に示したサービス内容に応じた利用料金となります。また、保険外給付サービスを利用された場合は、保険外給付サービス料金がかかります。

但し、被保険者証に支払方法の記載があった時は支払方法変更に応じて負担額が変わります。

償還払いの場合は、サービス提供証明書を発行しますので、後日払い戻しを受けて下さい。

(2) 保険給付サービスの利用料

○地域密着型通所介護サービスの場合（6時間以上7時間未満）

自己負担 1 割での地域密着型介護費（保険給付率は被保険者証によって異なります）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 ／回	6,875 円	8,123 円	9,380 円	10,637 円	11,884 円
介護保険から給付 される金額／回	6,187 円	7,310 円	8,442 円	9,573 円	10,696 円
サービス利用に係 る自己負担額	688 円	813 円	938 円	1,064 円	1,188 円
サービス提供体制 強化加算／回	23 円				
科学的推進加算/ 月	41 円				
個別機能訓練加算 ／回	(Ⅰイ) 57 円 / (Ⅱ) 21 円				
入浴介助加算／回	(Ⅰ) 41 円 / (Ⅱ) 56 円				
口腔機能向上加算 ／回	155 円 * 1				

栄養アセスメント 加算/回	51 円 * 2
栄養改善加算/月	205 円 * 3

* 1～3 については、原則 1 ヶ月に 2 回、3 ヶ月を限度として算定致します。

○第 1 号通所事業の場合

自己負担 1 割での介護予防通所介護費（保険給付率は被保険者証によって異なります）

	要支援 1	要支援 2	
サービス利用料/月	18,232 円	36,717 円	
介護保険から給付される金額/月	16,408 円	33,045 円	
サービス利用に係る自己負担額/月	1,824 円	3,672 円	
サービス提供体制強化 加算/月	90 円	179 円	
科学的推進加算/月	41 円		
口腔機能向上加算/月	155 円 * 1		
栄養改善加算/月	205 円 * 2		
栄養アセスメント加算/回	51 円 * 3		

* 1～3 については、原則 1 ヶ月に 2 回、3 ヶ月を限度として算定致します。

（3）保険外給付サービスの利用料

項目	利用料
食費	600 円

（4）支払方法

当事業所に料金を支払う場合の支払方法については 1 ヶ月毎に清算し、請求書をお送りした月の末日までに当事業所窓口にてお支払下さい。

9. 苦情申し立て先

苦情を申し立てることにより利用者が不利益を受けることはありません。

申し立て先	内容
かとう内科並木通り診療所 デイサービスセンター なみき	受付時間：平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 電話 086-264-8855
岡山市保険福祉部高齢福祉部介護保	〒700-8546 岡山市北区鹿田町 1-1-1

険課管理係	電話 ０８６-８０３-１２４０
岡山市保健福祉局高齢者福祉部事業者指導課	〒700-0913 岡山市北区大供3丁目 1-18KSB 会館 4 階 電話 ０８６-２１２-１０１３
岡山県国民健康保険団体連合会	〒700-0984 岡山市北区桑田町 17-5 電話 ０８６-２２３-８８１１（苦情処理）

１０．事故発生時および緊急時の対応

通所介護サービス利用中、利用者に病状の急変また事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医、ご家族への連絡を行うとともに、関係機関への必要な措置を講じます。

１１．協力医療機関

名称	かとう内科並木通り診療所
院長	加藤 薫
所在地	岡山市南区並木町 2-27-5
診療科	内科、胃腸科、小児科、循環器科、神経内科、リハビリテーション科、皮膚科
入院設備	19 床

１２．通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、岡山市
